

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルの運用

薬剤師による疑義照会は薬剤師法第 24 条等に基づく極めて重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えています。一方で、形式的な問い合わせはそれ以上に多くあり、患者さん・薬局薬剤師・処方医師それぞれにご負担をかけている場合もあるかと存じます。

そこで当院では、2010 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を運用しております。

本プロトコルを適正に運用するため、運用開始にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について本院担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。本取り組みへの参画をご希望される応需薬局は、まず、本院薬剤科（電話 0556-22-3135 内線 1109）までご連絡ください。

[プロトコルはこちら](#) → [院外処方箋における問い合わせ簡素化プログラム](#)

(2025 年 3 月 10 日初版)

* 薬剤師法第 23 条の「医師の同意を得た場合の変更調剤」（本プロトコルの対象）と第 24 条の「疑義(照会)」(薬学的知見に基づく疑義照会：本プロトコルの対象外)との区別を明確化するため、「院外処方箋における問い合わせ簡素化のプロトコル」としてしています。

今後の変更等がある場合には、合意薬局には別途連絡させていただきます。

連絡先

峡南医療センター富士川病院薬剤科 電話 0556-22-3135 (内線 1109)

FAX 0556-22-3884

Mail fk-yakuzai@kyonan-mc.jp